

1. 入居時の手続き

入居時

契約書

●注意事項

ご入居の際に管理会社と交わした契約書は、賃貸条件や建物使用上の注意など、重要な内容が記載されています。よく読んで内容を理解したうえ、紛失しないよう大切に保管してください。

●保管について

賃貸借契約書は、管理会社とご入居者の双方が一通ずつ所持します。この契約書は大切なものですから、紛失しないよう保管には充分に気をつけてください。

●家賃のお支払い

家賃（賃料・共益費など）のお支払いは自動振替を推奨しています。お支払いは前払い制で、毎月月末（契約書記載の期日）までに翌月分を指定口座より引き落とします。振込みをされる場合は、必ずご契約者の名義でお振込みください。なお、振込み手数料はご入居者の負担となります。

損害保険

ご本人の不注意によるもの以外にも、もらい火や水漏れなどで大きな被害を被る場合があります。万一の場合に家財を守るため、入居者保険に加入されることをお勧めします。

諸設備

ご入居に際して、電気・ガス・水道などをご使用になるときは、ご入居者自身が開設の申し込み手続きをしなければなりません。

●電話

引っ越し前の住まいでの電話を引き続き使用される方は、その管理電話局に移転届を出します。新しく電話を設置される方は、管轄の電話局にお申し込みください。電話は申し込みから開設までに時間がかかるので、早めに手続きしておいてください。

●給湯器・風呂釜の使用開始について

設備の性質上、しばらく運転を停止すると、再開後の運転に不具合が生じることがあります。その場合、修理完了までに1～2日ほどかかることがありますので、ガス・電気・水道の契約・開栓はなるべく引っ越し前に行い、事前に正常に運転されているか確認することをお勧めします。

持ち込み器具・家具

賃貸住宅によっては、重量物の持ち込みを禁止していたり、電気製品や家具などの設置場所を指定している場合があります（ピアノの持ち込みは原則として禁止）。詳しいことは管理会社にお尋ねください。

引っ越しチェックリスト

お引っ越し前

種 類	届け人	期 間	届け先
転出届	原則として本人	転出日の14日前から	転出前住所の役所または出張所
郵便物の転送手続き	本人	いつでも（日祝祭日を除く）	転出前住所の管轄郵便局
電話の移転届	本人	転居日が決まり次第	ダイヤル116
国民健康保険	本人	転出前14日以内	転出前住所の役所または出張所
家賃の精算	本人	賃貸借契約書による日まで	賃貸住宅所有者または代理人
転校手続き	本人または保護者	いつでも（日祝祭日を除く）	転出前の通学校
水道料金の精算	本人	引っ越しの2～3日前まで	転出前住所の管轄水道局営業所
ガス代の精算	本人	引っ越しの2～3日前まで	ガス会社 担当支社・営業所
電気代の精算	本人	引っ越しの2～3日前まで	電力会社 担当支社・営業所

お引っ越し後

種 類	届け人	期 間	届け先
転入届	原則として本人	転入後14日以内	転入先住所の役所または出張所
印鑑登録	原則として本人 （代理人の場合委任状が必要）	なるべく早く	転入先住所の役所または出張所
国民年金の住所変更	本人	なるべく早く	転入先の役所または出張所
国民健康保険	本人	転入後14日以内	転入先の役所または出張所
児童手当	本人または保護者	なるべく早く	転入先の役所または出張所
転校手続き	本人または保護者	いつでも（日祝祭日を除く）	転入先の役所または出張所
水道の使用開始	本人	転入の2～3日前まで	新住所管轄の水道局
ガスの使用開始	本人	転入の2～3日前まで	新住所管轄のガス会社
電気の使用開始	本人	使用開始後早急に	新住所管轄の電力会社
運転免許証の住所変更	本人	なるべく早く （更新まで1カ月以内なら更新時可）	新住所管轄の警察署
自動車の登録変更	原則として本人 （代理人の場合委任状が必要）	転入後15日以内	新住所管轄の陸運事務所